

社会福祉法人^{恩賜}_{財團}済生会法令遵守規程判定に伴う
契約書への法令遵守に関する明記について

平成 21 年 1 月 1 日より社会福祉法人^{恩賜}_{財團}済生会法令遵守（以下「法令遵守規程」という）が当会で制定され、コンプライアンスの推進に取り組んでおりますが、この規定の第 2 条 3 項のなかで適用される対象者として「本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者」と規定とされており、全ての契約先の相手方である事業者に所属する従業員も対象となることから、「全ての契約先の事業者に対し、契約書において当該規定を従業者に遵守させる旨明記することが必要」といたしました。

つきましては、下記のとおり取り扱いを定めましたので、お手数ですがご対応をお願いいたします。

記

1. 契約書（請書含む）への明記の方法について

(1) 契約書（請書を含む）への明記の方法

契約書又は請求書の契約条項の中に独立した条項として「乙は、本契約の履行に当っては、社会福祉法人^{恩賜}_{財團}済生会法令遵守規程を理解し、誠実に業務を遂行する。」を明記する。

(2) 契約書（請書を含む）への明記できない場合の対応

別紙「コンプライアンス推進のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）を契約先の事業者に交付し、受領者（契約先の事業者）が押印の後、交付者（済生会）に提出し、交付者が契約書（請書を含む）の添付資料として保管する。

2. 留意事項

(1) 前記（1）または（2）何れの場合にも「法令遵守規程」は契約先の事業者に交付する。

(2) 「お知らせ」を使用する場合、「お知らせ」の交付者及び受領者は原則として「契約者（契約書の甲及び乙）」とする。

なお、交付者について、これに拠りがたい場合は、事務部長等の契約担当事務部門の責任者とする。

また、受領者についても交付者に準じた取扱（営業部長等の契約担当部門責任者）とすることができる。

以上